

非常変災時の児童の登下校

R5.10.13

豊川市立代田小学校

1 登校前、豊川市に「暴風警報・暴風雪警報」が発令されている場合

- (1) 午前6時30分までに警報が解除された場合
(平常通りの授業を行います。)
- (2) 午前6時30分から午前10時までに警報が解除された場合
(解除2時間後に、当日の授業を行います。)
- (3) 午前10時を過ぎて午前11時までに警報が解除された場合
(午後1時から、当日の授業を行います。)
(給食が中止されていた場合、お昼を食べてから登校させてください。)
- (4) 午前11時を過ぎても警報が継続されている場合
(当日の授業はありませんので、登校させないでください。)

※(1)(2)の場合、事前に給食が中止されているときは、登校時に**弁当**を持たせてください。

※めやすとして、授業開始30分前に各通学班の集合場所に集まり出発してください。

※道路や橋の破損等で登校が危険な場合には、登校を見合わせてください。

また、その場合は学校へ連絡してください。(Tel 86-4166)

※官林橋西の交差点の信号機が作動していない場合は、諏訪西の通学班は、交差点を横断しないで直進して、代田中の前の歩道を通して登校します。

2 登校後、豊川市に「暴風警報・暴風雪警報」が発令された場合

- ・安全に帰宅できると判断した場合には、当日の授業を中止して通学団別に担当の教師が付き添い、速やかに下校させます。
※帰宅方法は「児童環境調査票」に記入済み。①自宅へ②学校待機。②の場合、お迎え時刻は連絡メールでお知らせします。発令30分後が目安です。
- ・帰宅が困難な場合やすでに戸外の通行が危険と認めた場合は、戸外の安全が確認されるまで、学校で待機させます。この場合には学校からの電話連絡または連絡メールでお知らせします。

3 大雨警報・洪水警報発令中および集中豪雨等（原則として登校させる）で、通学路が冠水するなど、登校が困難な場所があることが予想される場合

- ・保護者は児童の登校を見合わせ、学校と連絡をとってください。その後、安全を確認した上で登校させてください。
警戒レベル3⇒原則登校 警戒レベル4⇒自宅待機
- ・登校が完了した時点で「始業時刻」とします。

4 地震発生時、また地震に関する情報等が発表された場合

↑臨時の「南海トラフ地震に関連する情報」などが考えられます。

- ★大きな地震が発生した場合⇒直ちに学校の活動を停止し、学校で児童を保護者に引き渡します。児童を引き取りに来ていただける方を確認しておいてください。
- ★登校前に情報が発表され危険が予想される場合⇒登校させないでください。

5 「特別警報」が発令された場合

- ★登校前に「特別警報」が発令された場合
(登校しません。解除された場合も学校から指示があるまでは登校しないでください。)
- ★登校後に「特別警報」が発令された場合
(直ちに学校の活動を停止。状況により「学校待機」「引率による通学団下校」「学校での保護者引き取り」を判断し、メール等で連絡します。)

6 その他

- ・児童の登下校の安全確保のため、保護者の方は、通学路の状況や地区の情報を学校へ提供してください。